

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県知事 池田豊人

## 香川県規則第28号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 略</p> <p>(1) エアコンディショナー（<u>エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）</u>第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等（<u>エネルギーの使用の合理化と非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第148条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。）</u>の名称</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）</u>第18条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、直吹きで壁掛け形のをいう。以下同じ。）</p> <p>(2)～(9) 略</p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) エアコンディショナー</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ エネルギー消費機器等製造事業者等（<u>エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第144条第1項に規定するエネルギー消費機器等製造事業者等をいう。以下同じ。）</u>の名称</p> <p>エ・オ 略</p> <p>(2)～(9) 略</p>

### 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。